

第4回佐久市都市計画審議会（要約）

日 時：令和4年1月20日（木）

14時30分から

場 所：佐久市役所南棟3階 大会議室

【審議会】

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 事務報告

①傍聴者報告

②前回（第3回）議案の処理状況等報告

(3) 調査審議

①佐久都市計画ごみ焼却場の変更（素案）について

<<調査審議 ①佐久都市計画ごみ焼却場の変更（素案）について>>事務局より説明

(委員)

3頁の今後クリーンセンターの跡地をどのように利用していくかを検討するという事ですが、長年中央区の皆様のご理解の基に運営できていた施設だと思っております。中央区の皆様方の意向をしっかりと反映して、どのような形で検討して行くと考えているのかお伺いします。

(事務局)

跡地利用に関してですが、実際組合と言うより佐久市生活環境課で話を進める事になるかと思えます。

現在中央区からも跡地の利用に関する要望書を頂いておりますのでご意見を十分に踏まえながら今後の利用については検討して行きたいと考えております。

(委員)

処理能力についてお聞きします。古いタイプだと一日120t、新しい方が110t、更に川西で処理していたごみ加わって来てかなりオーバーフローする様な感じがするという事と、今の現状ですと、3万tの能力でほぼ3万tと言う事は、将来ごみは増え続ける見通しが立っていますが、将来的にこの能力で足りるのかと言う事が心配です。これから先10年20年使うん上で、対応していけるのかどうかお聞きします。

(事務局)

この施設を建設するにあたって活用しています循環型社会形成推進交付金と言う国からの交付金を活用しています。そちらの活用にはごみの量につきましては減量をベースとした計画を持って進める事となっておりますのでそちらに合わせて今後の施設計画時の人口推計等に応じて計算式に沿って策定された処理能力で設計を進めています。先ほどご指摘があったように計画処理量一杯の状態の状況で足りるのかのお話ですが、これにつきましては各組織市町全体でごみの減量化を進めており、こちらの施設で全量処理を目標に施策を進めていただく状況であります。

(委員)

新しくプラスチックごみも焼却に加えて行くことから、ごみは増えて行くだろうが、減らせと言って市民・企業なりがどこまで努力すれば良いか何かに示さないとごみの減量化が出来て行かないのではないかと思うがいかがか。

(事務局)

まず先ほどお話がありました分別変更につきましては、この施設計画時点で佐久市が今まで埋立処分していた内の可燃性ごみを搬入する計画で、そちらのごみが佐久市のごみが入る事を前提として施設は設計されております。当初の計画に沿ってこの度分別変更して佐久平新クリーンセンターに搬入する為の変更となっております。ごみの減量化につきましては今現在各組織市町で搬入している自治体が全体で取り組んで行ってもらっていて、目標値に向けての減量化を進めていただいております。もちろん、これから組合としても施設の安定した計画処理を行っていくために各組織市町にも減量化の推進をより進めて頂くようにお声がけしていくつもりでございます。

(委員)

市町村に対して、市なり町は今後一年間どの位削減するように指導されるのですか。

(事務局)

具体的な減量可の施策については各組織市町この組合施設に搬入している所の環境衛生部署で進めていただくこととなります。より円滑に進められるように努めてまいります。

(委員)

やはり30万tを超えないように、例えばどこの市は今から何%減らして下さいというようにしないと減らないのではないか。やりましょうと言うだけではダメであり、もっと目標値を全面に出していく必要がある。ここの最大処理能力を超えないようにどこが何をやる具体的な数値を出さないと、この3頁にあるように都市化とともに増大する生活ごみは正しい見込みなので、ここをきちんとしていかないと処理能力は5年先10年先に超える可能性が大きいのではないのでしょうか。

(事務局)

現状においてこの施設での処理可能量限界量が決まっておりますので、そちらの量に応じて各市町での搬入出来る量は設定されています。先ほどお話があった目標値になりますが、実際にごみの量につきましては今現状を話しますとコロナ禍の影響もあり減少している状況ですが、今後

処理可能量を超えてくる可能性もございます。処理できない部分については、現状では各組織市町での新しい施設で民間施設を活用とした処理をお願いすると言う形になっておりますが、減量化を進めて行ってもらうようにしております。

(事務局)

今日は組合の方から来て頂いているという事で、個別政策に付いては各自治体の環境部門が来ていませんので、詳しい内容を説明出来ない状況でございます。各委員に今後佐久市としてどのような減量をして行くのかと改めまして資料をお届けしたいと思います。

また今日は調査審議の中ですので、次回決定についての審議をして頂く中でご確認して頂きたいと思います。

(委員)

なぜ処理能力が不足するような計画をしたのかという疑問があります。これから人口が減ることも要因となることを聞いていますが、市民にしてみるとなぜ当初からもう少しボリュームのあるのを造らなかったのか、国からも補助金など諸々の条件の中でそうなったと言う事を聞いてる。なぜ今の量より規模の小さい物を造ったのか、一般市民の中からもかなり指摘されている。これから益々高齢化していく中で更に分別をきちんと出してほしいと言う事はおかしいのではないかと。

(事務局)

この場でしっかり説明すべきだと思いますが、本日の調査審議としまして現在の施設が無くなる、廃止するにあたっての観点でご説明申し上げていた中で、その準備をしてなかったと言うことで大変申し訳ございません。次回の審議会の前あるいはその際には、今ご指摘された内容をしっかり答えられるように準備して参りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

(委員)

先ほどの説明で中間型という形のなかで蒸気タービン発電率が入っていますよね。これについてどれくらいの発電をするのか、佐久市がゼロカーボンとうたっている中で、バイオマスだからピットの対応なのか参考までにお聞きしたい。

すでに一年間稼働しているのですどの位の発電電力があったのかお分かりになれば合わせて教えて頂きたい。

(事務局)

おっしゃる通り高効率の蒸気タービン発電機を使った発電施設を導入しております。こちらにつきまして出力は最大出力1, 980kWとなっております。ピットを活用してございましてバイオマス分に掛かる発電に関しましてはピットを活用した固定価格での買い取り・売電を行っております。一年間の発電量ですが一昨年(令和2年)の12月1日から稼働を開始しまして昨年の11月までの値で発電量が1,147万830kWhの数字となっております。

(委員)

ありがとうございました。佐久市もこれからゼロカーボンと言う形の中でこれは大変いい形だなあとと思いますが、既にやっちゃっているのはこれからどう減らすのか考えないといけませんね。ひとつお伺いしたいのは、廃止する方の処理能力のところでは片方は24Hで新しい所は日でこれの違いは何か。

(事務局)

これは都市計画決定された時に提出されたそこだけの差で、佐久クリーンセンターの方もご紹介する時は一日120t、それか24Hの表記だけの違いであります。

(委員)

新しいクリーンセンターは24Hフル稼働している解釈で良いのか。

(事務局)

24時間365日常に監視されている状態で稼働を続けております。

②佐久都市計画と畜場の変更（廃止）（素案）について

<<調査審議 ②佐久都市計画と畜場の変更（廃止）（素案）について>>事務局より説明

(委員)

まだ計画的には決まっていないとありますが、最後の所で今後の土地利用についてまだ未定と書いてあり、資料2-3の4の今後の土地利用について、建物付きを条件とした公有財産売却を検討していますと書いてあるが、整合性が取れないのではないですか。

(事務局)

都市計画廃止決定されない限りと畜場というのが廃止されない限り売却先が見つからない事から一応未定という形にさせて頂いております。

(委員)

都市計画が切れて売却を予定するなら透明性を持った形の中で進めて行って頂きたいと思えます。

(4) その他

(委員)

以前景観と言う事で佐久平南地域の無電柱化を促進すると言う中で、景観が変わってくる話ですが、地区計画を定めてある程度高さを制限しながら市街地形成を図り、計画的な民間開発誘導

を行っていく中で、9階建ての共同住宅がこの地域の中で計画されているんですが、こう言ったのが広域的な交流拠点としての商業系市街地としての位置付けとしてマッチしているのか。景観の為にわざわざ無電柱化を図っているのに、9階建ての構造のマンションが出来ると言う事は、佐久平駅から眺めても景観的に支障が出てくるのではないか。景観について随分力を入れている中でこういったものがマッチするのか。こういった地区計画の制限を掛けているのか。

(事務局)

地区計画につきましては、高さ的には28mの制限がされておりまして、そちらに付いて9階建てですけど28mは超えないという書類が出てきておりますので地区計画的にはクリアされています。

(事務局)

佐久平駅南土地区画整備事業に付きましては、交流拠点として計画の段階では人口の増加も含めた地域と言う事で広域な施設もできます。一方居住の部分もあり、特に今回マンションが建設される土地に付きましては、元々所有されていたのがマンションを建設する会社というような事の中で、その換地に置いてみなされた土地でマンションを建設する会社がマンションを建てたいと言う事ですので、元々織り込み済みのところでもあります。個人の権利の中での建設と言う事でもあります。したがって容認しているところでもあります。申し上げた通り高さ制限等々地区計画の中で指導させて頂いている形でございます。

(委員)

高さ的には28mというのが最高の制限なんですか 28mはどの様に決まったのですか。

(事務局)

28mに付きましては佐久平駅周辺地区60haの土地区画整理事業を行い、その中で隣接する所が28mであり、佐久平駅周辺地区の最高は32mと言う事の中で、中心部から南側に向かっては多少28mに落ちており、隣接した所でそのまま28mを採用させて頂いている。また佐久平駅南地区に置きまして、そこから南に付きましては住居系という事の中でもう少し低い12mの高さ制限という形となっております。

(委員)

北側の浅間山側の方が結構高い物が建っているんですけど、南側の方が今のところ高い物が建っていないのでちょっと違和感を感じ質問させて頂きました。